法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十六号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、八五七人」を「一、八八九人」に改める。

第二条中「二万二千五十九人」を「二万二千二十六人」に改める。

附　則

この法律は、平成二十五年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣　谷垣　禎一

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十八号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「四十三人」を「四十四人」に改める。

第八条第三項中「六十三人」を「六十二人」に改める。

附則第九項中「六十三人」を「六十二人」に、「六十二人」を「六十一人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十九号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「四十人」を「四十二人」に改める。

附則第八条中「二人」を「三人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十号

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「一人」を「二人」に改める。

附則第二条中「参事官」の下に「（前項に規定するものを除く。）」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第六条第一項の参事官のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三